

令和6年度「中学生の進学支援事業」推薦要項

1. 推薦基準

本県に所在する国公立中学校第3学年に在学する生徒で、

- (1) 保護者が死亡・離婚等により両方もしくは片方しかいない家庭の生徒、または病気（交通事故等による怪我也含む）で就労が難しい家庭の生徒であること
- (2) 生活が困窮し、公的な支援等を受けている家庭の生徒であること
- (3) 修学の意欲が旺盛で、高等学校等へ進学する生徒であること

上記(1)～(3)を全て充足している生徒のうち、校長から推薦のあった者とします。

なお、「公的な支援等を受けている」とは別紙の通りとし、1つでも該当していれば可とします。

2. 給付する人数・奨学金の額

選考の上、320名それぞれに原則として修学奨励金5万円を給付します。

3. 推薦の時期

令和7年1月14日（火）～2月14日（金）

（当日消印有効とします。簡易書留でお送りください）

4. 推薦人数

推薦人数は原則1名とします。止むを得ず2名推薦する場合は、推薦状（様式1）に推薦順位を決めて、ご記入の上ご推薦ください。（3名以上の推薦は不可とします。また、双子の生徒がいる家庭については、1名の推薦とします。）

5. 提出書類

- ① 推薦状（様式1）、② 推薦調書（様式2）、③ 奨学金給付申請書（様式3）

※ ②及び③は推薦する生徒ごとに作成し、提出してください。

6. 推薦調書（様式2）作成の留意事項

- (1) 上記「1. 推薦基準(1)、(2)」については、家庭の状況及び公的支援等の内容（例えば、1人親家庭で、準要保護家庭に認定されている等）を具体的にご記入ください
- (2) 「公的な支援等を受けていること」について別紙参照の上、具体的事実をご記入ください。
- (3) 学校での活動状況についても、具体的事実をご記入ください。
- (4) 進学先が決定していない場合は、「進学先」欄に「未定」とご記入ください。未定者については、県公立高校合格発表前に当支部から、進学先確認依頼の文書・報告用紙を校長宛て送付いたしますので、県公立高校合格発表後速やかに進学先をご報告ください。

7. 書類提出先（簡易書留でお送りください）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-24

公益財団法人 日本教育公務員弘済会埼玉支部 中学生の進学支援事業係

8. 奨学生の選考と結果通知

当支部の選考委員会[令和7年3月10日（月）予定]の選考を経て、支部長が決定し、3月中旬以降に当該校長宛てに通知します。

9. 奨学金の給付等

令和7年3月下旬に校長等の立会いのもと生徒への目録等を伝達します。併せて、「奨学金給付申請書（様式3）」に記載されている銀行口座に送金します。

10. 成果報告書の提出

給付を受けた奨学生は、所定の様式により学習成果等について、支部長に報告するものとします。

(別紙)

1. 推薦基準(2)の「公的な支援等を受けている」とは、以下のこととします。

- ア. 生活保護世帯
- イ. 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
- ウ. 同一世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- エ. 児童福祉施設等入所者
- オ. 市町村から就学援助費を受給している世帯
- カ. 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受給している世帯
- キ. その他の公的な支援を受けている世帯

- ※ ア～キについて、その事実を具体的に「推薦調書」にご記入ください。
- ※ 公的支援がウのみの場合は、令和6年度「非課税証明書」(令和5年所得分)を添付してください。
- ※ キの「その他の公的な支援」では、「特別支援教育就学奨励費」は除きます。
- ※ 本要項における「世帯」とは、居住を共にしている場合を含みます。